

佐賀県告示第百五十号

佐賀県母子自立支援員設置規程（昭和二十六年佐賀県告示第六百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第四条の表を次のように改める。

担当区域	定員
一 佐賀市、多久市、小城市、神埼市及び神埼郡の区域	一人
二 鳥栖市及び三養基郡の区域	一人。ただし、第一号に掲げる担当区域を兼務するものとする。
三 唐津市及び東松浦郡の区域	一人
四 伊万里市及び西松浦郡の区域	一人
五 武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡及び藤津郡の区域	二人。ただし、二人のうち一人は、第一号に掲げる担当区域を兼務するものとする。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。